

寺院の適切な管理運営について

▷ 11. 登記は宗教法人の実体を正確に表していますか

寺院活動支援部 〈一般寺院担当〉

11. 登記は宗教法人の実体を正確に表していますか

宗門では、宗門総合振興計画の一環として、適正な寺院運営の啓蒙・普及のため、『宗報』（4月号）より『宗教法人の実務と運用の手引』の内容を掲載しております。

今号では、宗教法人に関する登記について、「11. 登記は宗教法人の実体を正確に表していますか」を掲載いたします。

登記とは、一定の事項を公開された公

簿に記載することによって、第三者に対してもその権利の内容を明らかにするものです。このような制度を登記制度といいますが、登記には、権利義務の主体である法人格に関するものと、権利の客体である財産に関するものとがあります。

(1) 法人登記

宗教法人の存在、組織、財産関係の状況等を一定の帳簿（登記簿）に記載して公示し、いつでも一般に公開すること（登記事項証明書の交付）を目的としてい

ます。

宗教法人において、このような登記が必要とされるのは、宗教法人が法律関係の主体となり、法律上の行為を行う場合、誰が宗教法人を代表し、財産状況は現在どうなっているか等の事項を、第三者に対しても、また法人の構成員その他利害関係人に対しても明らかにする必要がありますからです。

なお、宗教法人は、所轄庁から規則（寺則）の認証を得て、その主たる事務所の所在地に、次の事項を登記することによって成立します。

①目的（事業を行う場合は、その事業の種類を含む。）

宗教法人は、法令に従い、規則で定める目的の範囲内において権利を有し、義務を負うとされており、目的は法人が活動しうる能力の範囲を定めるものです。

②名称

名称は、自然人の氏名に相当するもので、法人はこの名称において活動します。

③事務所の所在場所

宗教法人法では、宗教上の事項以外の世俗的な業務を「事務」といい、この事務を執行するための本拠ないし中心となる場所を「事務所」とします。事務所の所在地と礼拝施設の所在地は、必ずしも一致しなければならぬということはありませんが、宗教法人の事務は、その宗教活動と関連するものですから、合理的な理由なく両者が極端に離れている場合は、「事務所の所在地」の適

正性を疑われることとなります。

規則上に主たる事務所と記載された場所と、事実上主たる事務所の機能を営む場所とが一致しない場合には、法令違反となります。

なお、主たる事務所について所轄庁の認証を得て規則を変更しても、変更登記をしていないときは、その事務所をもって善意の第三者に対抗することができません。

「主たる事務所」のほかに、一定の範囲内で独立性を持たせて事務を執らせる場合、当該事務所を「従たる事務所」といい、当該事務所の所在地についても規則に規定します。

「（主たる）事務所の所在地」は、宗教法人の住所（地番まで）とし、所轄庁、管轄する裁判所・法務局（登記所）、債務の履行地の決定、その他の法律関係を決定する重要な基準となります。事務所を移転した場合、速やかに規則を変更し、規則と実際の事務所の所在地を一致させま

す。「従たる事務所」についても同様です。

なお、寺院の位置は変わらなくても、住居表示の実施や区画整理、町村合併等により、寺院の所在地の呼称、地番が変更される場合があります。

この場合、規則を変更することとなりますが、所轄庁への規則変更の認証申請（『宗報』6月号参照）は必要ありません。

しかし、宗派及び所轄庁に、事務所の所在地が変更になった旨を届け出なければなりません。

住居表示の実施により事務所の所在地が変更になった場合は、住居の表示を変更した旨の市町村長の証明書の交付を受け、これを付して登記所に事務所変更登記を申請します。変更登記完了後は、事務所備付けの規則を訂正し、同時に変更後の登記事項証明書を付して、宗派及び所轄庁宛に届出します。

区画整理や市町村合併に伴い事務所所在地の行政区画等の名称に変更があった場合は、登記官の職権において変更登記がなされることから、事務所備付けの規則を訂正し、登記事項証明書を付して、宗派及び所轄庁に届出します。

④当該宗教法人を包括する宗教団体がある場合には、その名称及び宗教法人、非宗教法人の別

宗教法人が宗教活動を行う際にし、ある共通の宗教上の目的の下に一つの組織（包括宗教団体）を組成し、その組織の一員として行うことを明らかにします。被包括宗教法人（一般寺院）においては登記事項で

⑤基本財産がある場合には、その総額
⑥代表権を有する者の氏名、住所及び資格

⑦規則で境内建物若しくは境内地である不動産又は財産目録に掲げる宝物に係る財産処分行為に関する事項を

定めた場合には、その事項

⑧規則で解散の事由を定めた場合には、その事由

⑨公告の方法

前記の登記事項に変更が生じたら、宗派の承認や所轄庁の認証が必要な事項の場合はそれらの手続きを経たうえで、変更の登記をし、遅滞なく登記事項証明書を添えて、宗派及び所轄庁に届け出なければなりません。

特に、代表役員（代務者を含む）が変更（再任も含む）になっているにもかかわらず、そのまま放置されていて取引の相手側に損害を与えた場合などは、損害を賠償する責任が生じますのでご注意ください。

(2)不動産登記

土地や建物を購入するとき、誰もが登記簿を見るように、不動産の取引で登記は一番大切なことです。宗教法人も不動産の取得等権利の変動の都度、登記する

ことを怠らないようにしましょう。

なお、宗教法人の所有にかかる礼拝の用に供する建物及びその敷地については、その旨の登記をすることによって、特別の場合を除き、私法上の金銭債務のための差押えを免れることができます。